

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する

御名 御璽

昭和四十五年四月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第九十四号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八條の二第二項において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第九條の三第一項及び関税暫定措置法別表の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二

暫定法別表の番号

品

名

期

間

数

量

一〇・〇五

とらもろこしのうち糖化用のもの（関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十二條の定めるところにより、使用され、かつ、販売の用に供されるものに限り。）

とらもろこしのうちその他のもの

マンガン鉱

りん酸アンモニウム（複合肥料製造用のものに限り。）

りん酸アンモニウム（りん酸アンモニウムを主成分とする物品を含む。）

ニッケル（合金を除く。）の塊

電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）

ニッケル（合金を除く。）の粉及びフレーク

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年五月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

昭和四十五年四月一日から同年九月三十日まで

二二七、三〇〇トン

三〇七、八〇〇トン

六八一、〇〇〇トン（乾燥重量）

三九、〇〇〇トン

二、八八〇トン

二、八八〇トン

二、八八〇トン

二、八八〇トン

二、八八〇トン

二、八八〇トン

二、八八〇トン

二、八八〇トン

二、八八〇トン

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する

御名 御璽

昭和四十五年四月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第九十五号

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七條の二第三項、第七條の三、第七條の四第一項、第七條の五第一項及び第二項、第七條の六第一項、第七條の八第一項並びに別表第二九・一三號の一の（内）の規定に基づき、この政令を制定する。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章の七 加工又は組立てのため輸出された貨物を原料とした製品の減税（第二十一條の三十二）第二十一條の三十五」を「第八章の七 加工又は組立てのため輸出された貨物を原料とした製品の減税（第二十一條の三十二）第二十一條の三十五」に改める。

第二十一條の八第一項中「昭和四十四年度」を「昭和四十五年度」に、「昭和四十四年五月三十一日」を「昭和四十五年五月三十一日」に改める。

第二十一條の九中「昭和四十五年六月三十日」を「昭和四十六年六月三十日」に、「昭和四十四年度」を「昭和四十五年度」に改める。

第二十一條の四の見出し中「還付率等の指定」を「還付率の指定等」に改め、同条第一項の表の石油化学製品の欄中「塩化ビニル」の下に「又はアセチレン」を加え、同表の還付率の欄中「四百八十七円」を「四百九十四円」に、「四百七十七円」を「四百九十二円」に、「五百十五円」を「五百八十八円」に、「八百九十九円」を「八百九十四円」に、「五百九十円」を「五百八十八円」に、「五百八十九円」を「五百八十八円」に、「六百八十四円」を「六百五十四円」に、「九百五十四円」を「九百四十四円」に、「七百三十七円」を「七百三十四円」に改める。

第二十一條の六中「揮発油等」の下に「改質炭化水素油を含む」を加える。

第二十一條の二十六第一項及び第二十一條の二十七中「昭和四十四年度」を「昭和四十五年度」に改める。

第二十一條の二十九第一項の表第一号中「農薬用プラスチック・エス」の下に「イタコン酸」を加える。

第八章の七の次に次の一章を加える。

第八章の八 低いおら燃料油製造用原油等の減税

（低いおら燃料油製造用原油等の指定）

第二十一條の三十六 法第七條の八第一項第一号に規定する原油及び粗油で、政令で定めるものは、次に掲げる原油及び粗油とする。

一 法第七條の八第一項各号に掲げる低いおら燃料油の製造の際に水素添加脱炭装置に投入される常圧蒸留残油（常圧蒸留重質軽油を混合したものを含む。次条第一項の表において同じ。）の製造に使用される原油及び粗油（原油に揮発油その他の石油留分を混合したものに限る。以下この章において同じ。）のうち、いおら分の含有割合（含有するいおら分の全重量に対する重量割合をいう。以下この章において同じ。）が二パーセント以上のもの

大蔵大臣 福田 雄二
農林大臣 倉石 忠雄
通商産業大臣 宮澤 喜一
内閣総理大臣 佐藤 栄作